

○配置予定技術者調書の取扱いについて

平成22年5月26日企画財政部長決定

本市が発注する建設工事を制限付一般競争入札に付す場合に入札参加者が提出する配置予定技術者調書（以下「調書」という。）について、次のとおり取り扱うものとする。

I 事前審査の場合

1 作成方法等

- (1) 調書には、区分（監理技術者、主任技術者、現場代理人等の区分をいう。以下同じ。）ごとに複数の候補者を記載することができるものとする。
- (2) 共同企業体における調書の作成は、構成員ごとに一葉とする。

2 配置予定技術者の変更等

- (1) 申請日から開札日までの間に発生した次のいずれかの事由により、申請時に予定していた技術者等を配置することができないときは、入札参加者が開札日の前日までに申請し、本市が承認することにより、配置予定技術者を変更することができるものとする。
 - ア 配置予定技術者が死亡、長期療養又は退職したとき。
 - イ 配置予定技術者が他に施工中の工事（完了予定日が本工事の着手日より前であること。）の配置技術者である場合において、天災その他の不可抗力又は発注者からの設計変更等（当初の申請日以前から予定されていた場合を除く。）により当該他の工事の工期が延長されたとき。
- (2) 入札参加者が(1)の事由により入札を希望しないときは、入札書の提出に至るまではいつでも入札を辞退することができるものとする。

II 事後審査の場合

1 作成方法等

- (1) 配置予定技術者調書には区分ごとに1名を記載するものとし、複数の技術者等を候補者とすることはできないものとする。
- (2) 本工事の公告日において、配置予定技術者が他に施工中の工事の配置技術者である場合における取扱いは、次のとおりとする。

ア 専任の技術者（監理技術者又は主任技術者）の場合

配置予定技術者調書の提出日までに当該他の工事の完了検査が終了していること。

イ 現場代理人の場合（アを兼ねているときを除く。）

配置予定技術者調書の提出日までに当該他の工事の完成通知書が受理されていること。

- 2 配置予定技術者調書の提出日から本工事の完了日までにおける配置予定技術者の変更は、認めない。（死亡、長期療養又は退職等のやむを得ない事由である場合を除く。）